

市内介護保険施設 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

## 「特別養護老人ホーム入所申込」の運用方法について（通知）

日頃より市政並びに市介護保険行政にご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、「各務原市指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針（平成27年2月10日決裁）」における、入所申込書の取り扱いにつきまして、下記のとおり改正いたしました。引き続き、適正な運用及び手続きに努めていただきますようお願いいたします。

### 記

（改正内容）

各務原市指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針

#### 4 入所申込の適正な運用

（2）入所申込は、特別養護老人ホーム入所申込書に必要事項を記入し、原則、介護支援専門員、ケアワーカー、ソーシャルワーカー、ケースワーカー又はこれらに準ずる立場の者が記名し、希望する施設1ヶ所に提出するものとする。

#### 5 特例入所の適正な運用

（6）施設は、上記意見を踏まえて、特例入所対象者に該当するか否かの決定をし、市に報告する。

入所申込書 別紙のとおり

（運用について）

フロー図を参照ください。

（適用年月日）

平成31年4月1日～

各務原市 健康福祉部 介護保険課 施設指導係	
電 話	058-383-2067（直通）
FAX	058-383-6365